

障発0331第40号
平成26年3月31日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長
(公印省略)

「障害児通所給付費等の通所給付決定等について」の一部改正について

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律（平成24年法律第51号）の一部の施行に伴い、「障害児通所給付費等の通所給付決定等について」（平成24年3月30日障発0330第14号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）を別紙のとおり改正しますので、御了知の上、貴管内市町村等に対し、その周知徹底を図っていただく等、特段の御配慮をお願いします。

○「障害児通所給付費等の通所給付決定等について」（平成24年3月30日障発0330第14号）の一部改正について

| 改正後 | 現行 |
|--|--|
| <p style="text-align: right;">障発0330第14号 平成24年3月30日</p> <p style="text-align: right;">一部改正 障発0329第19号 平成25年3月29日</p> <p style="text-align: right;">一部改正 障発0331第40号 <u>平成26年3月31日</u></p> | <p style="text-align: right;">障発0330第14号 平成24年3月30日</p> <p style="text-align: right;">一部改正 障発0329第19号 平成25年3月29日</p> |
| <p>都道府県知事 各 指定都市市長 殿 中核市市長</p> <p style="text-align: right;">厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長</p> <p style="text-align: center;">障害児通所給付費等の通所給付決定等について</p> <p>標記については、児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)及びこれらの関係法令によって規定しているところであるが、この実施に伴う取扱いは下記のとおりであり、平成24年4月1日より適用することとしたので、御了知の上、貴管内市町村、関係機関等に周知徹底を図るとともに、その運用に遺憾のないよ</p> | <p>都道府県知事 各 指定都市市長 殿 中核市市長</p> <p style="text-align: right;">厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長</p> <p style="text-align: center;">障害児通所給付費等の通所給付決定等について</p> <p>標記については、児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)及びこれらの関係法令によって規定しているところであるが、この実施に伴う取扱いは下記のとおりであり、平成24年4月1日より適用することとしたので、御了知の上、貴管内市町村、関係機関等に周知徹底を図るとともに、その運用に遺憾のないよ</p> |

うにされたい。

なお、本通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

記

第一 (略)

第二 通所給付決定の方法

障害児については、発達途上にあり時間の経過と共に障害の状態が変化すること、乳児期については通常必要となる育児上のケアとの区別が必要なこと等検討課題が多く、現段階では直ちに使用可能な指標が存在しないことから、障害支援区分は設けていないが、介助の必要性や障害の程度の把握のために、5領域11項目の調査(別表)を行った上で支給の要否及び支給量を決定する。

※ (略)

第三～第六 (略)

別表 調査項目(5領域11項目)

| | 項目 | 区分 | 判断基準 |
|---|-----|-----|------|
| ① | (略) | (略) | (略) |
| ② | (略) | (略) | (略) |
| ③ | (略) | (略) | (略) |

うにされたい。

なお、本通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

記

第一 (略)

第二 通所給付決定の方法

障害児については、発達途上にあり時間の経過と共に障害の状態が変化すること、乳児期については通常必要となる育児上のケアとの区別が必要なこと等検討課題が多く、現段階では直ちに使用可能な指標が存在しないことから、障害程度区分は設けていないが、介助の必要性や障害の程度の把握のために、5領域10項目の調査(別表)を行った上で支給の要否及び支給量を決定する。

※ (略)

第三～第六 (略)

別表 調査項目(5領域10項目)

| | 項目 | 区分 | 判断基準 |
|---|-----|-----|------|
| ① | (略) | (略) | (略) |
| ② | (略) | (略) | (略) |
| ③ | (略) | (略) | (略) |

| | | | | | | | |
|---|-----|---|--|---|-----|--|---|
| ④ | (略) | (略) | (略) | ④ | (略) | (略) | (略) |
| ⑤ | (略) | <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>ほぼ毎日（週5日以上）の支援や配慮等が必要</u> ・ <u>週に1回以上の支援や配慮等が必要</u> | <p><u>調査日前の1週間に週5日以上現れている場合又は調査日前の1か月間に5日以上現れている週が2週以上ある場合。</u></p> <p><u>調査日前の1か月間に毎週1回以上現れている場合又は調査日前の1か月間に2回以上現れている週が2週以上ある場合。</u></p> <p>(1) <u>強いこだわり、多動、パニック等の不安定な行動や、危険の認識に欠ける行動。</u></p> <p>(2) <u>睡眠障害や食事・排せつに係る不適応行動（多飲水や過飲水を含む。）。</u></p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>(6) <u>他者と交流することの不安や緊張、感覚の過敏さ等のため外出や集団参加ができない。また、自室に閉じこもって何もしないでいる。</u></p> | ⑤ | (略) | <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>ある</u> ・ <u>ときどきある</u> | <p><u>ほぼ毎日ある。</u></p> <p><u>週1・2回程度以上ある。</u></p> <p>(1) <u>強いこだわり、多動、パニック等の不安定な行動。</u></p> <p>(2) <u>睡眠障害や食事・排せつに係る不適応行動。</u></p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>(6) <u>他者と交流することの不安や緊張のため外出できない。また、自室に閉じこもって何もしないでいる。</u></p> |

| | | | | | | | |
|--|--|--|---------------------------------------|--|--|--|--|
| | | | (7) <u>学習障害のため、読み書きが</u> <u>困難</u> | | | | |
|--|--|--|---------------------------------------|--|--|--|--|